



12月 ほけんだより

令和6年12月16日 尾道南高校 保健室



12月の保健目標

性について知ろう



2024年は、みなさんにとってどのような1年だったでしょうか？

そして、12月4日～10日は人権週間でした。「人権」とは、「人として幸せに生きるために、身を守ったり自分の気持ちを主張したりできる自由」です。誰もが生まれたときから持っています。

今月は、「性」に関する内容です。性について正しい知識を学ぶこと＝自分と他人の体と心を守る方法を学ぶことであると私は考えています。昨年度は、プライベートゾーンについて取り上げました。

今年度は、デートDVについてです。現在パートナーがいる人はもちろんですが、パートナーが欲しい人、今は興味がない人…様々ですが、全員に知っておいてほしいことがあります。

どこからがデートDV？

先月、みなさんにリーフレットを配りました。読んでもらえましたか？デートDVは、「ただのカップルの喧嘩」ではありません。

① 体への暴力や心への暴力

- ・叩いたり、蹴ったりする
- ・あなたが傷つく暴言や無視
- ・目の前で物にあたる など

② 束縛や支配

- ・あなたの行動や人間関係を制限する
- ・あなたに奢らせてばかり
- ・即レスを強要する など

③ 性的な行為の強要

- ・避妊に協力しない
- ・あなたが嫌と言ってもやめない
- ・脅して拒否しにくくさせる など

対等であるはずのパートナーと上下関係がある場合に起こり、被害者の心身には大きな傷を残します。

みなさんには、傷つける加害者にも、傷つけられる被害者にもなってほしくありません。



自分は加害者にも被害者にもなる心配はない！
自分には関係ないじゃん！



あなたが被害者や加害者でなくても、友だちからデートDVの相談を受けることがあります

友だちが、付き合っているパートナーのことで悩んでいるそうです。

「好きだからって位置情報の共有とか即レスを求められて、嫌と伝えたら怒られた」と言っています。

あなたは友だちに、どのように返しますか？

A: 「愛情表現でしょ？そんな悩まなくても大丈夫だよ」 B: 「あなたが嫌ならそれは束縛だよ。愛情表現とは違うよ」

もし友達に相談されたとき、デートDVは愛情表現でないこと、悩んでいる友達は悪くないことを伝えてほしいです。

これは、先生がみなさんくらいの年齢の時に、実際に友だちからうけた相談の内容を、少し変えたものです。

デートDVは、被害にあっていることに気がつくにいたり人に相談しにくかったりします。

みなさんも、友だちから相談をうけるかもしれません。そのときは突き放さずに話を聴いて、大人に相談してみてくださいね。

抱え込まずに、「これって、デートDVかも？」と思ったときは、迷わず相談しに来てください。一緒に考えましょう。

守ってほしい 自分の権利と相手の権利

デートDVは、パートナー間で起こるものを表した言葉ですが、「権利が守られない」という意味で、友達同士や家族、学校、職場…人との関わりのなかで、似たような出来事が起こる可能性があります。



身近な例で考えてみよう

教室で撮った写真をSNSに載せる

写っている人から「SNSに載せてもいいよ」と言われましたか？
他の人の個人情報や、写真に写り込んでいませんか？
「親しい友だちがスクショして、拡散するかも」と考えましたか？

SNSの使い方なんて、個人の自由じゃん！と思うかもしれませんが、世界人権宣言 第29条には、「自分の権利のためだけに、人の権利を無視してもいいわけではありません」という内容があります。

(詩人・谷川俊太郎さんが、世界人権宣言をわかりやすく訳されています。調べてみてください。)

撮影者のあなたにも、守られるべき権利があるように、あなたが撮った写真に写り込んでいる一人一人にも権利があります。



身近な人に話にくい性暴力の悩みは、8891番で相談できます。